

公立大学法人釧路公立大学教員個人研究費規程

令和7年4月1日

法人規程第9号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人釧路公立大学（以下「法人」という。）に勤務する専任の教育職員（以下「専任教員」という。）の個人研究費について必要な事項を定める。

(個人研究費の定義)

第2条 学術研究の推進及び教育の質向上を図るため、法人の専任教員に対して個人研究費を配分する。

(個人研究費の配分額)

第3条 個人研究費の配分額は、年額60万円とする。

(使途対象)

第4条 個人研究費の使途対象は、本人の専門分野における研究に使用され、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 研究費
- (2) 研究旅費
- (3) その他研究のための支出であると認められるもの

2 個人研究費の支出科目は、別に定める。

(支払方法)

第5条 個人研究費の支払方法は、請求書等に基づき、法人が業者に支払う業者払又は本人の立替分を法人が本人に支払う立替払によるものとする。

(執行)

第6条 個人研究費の執行については、公立大学法人釧路公立大学会計規程（令和5年法人規程第52号）、個人研究費の取扱い（令和5年事務局長決裁）その他関係する規程（以下「会計規程等」という。）によるものとする。

2 個人研究費の執行に当たり、会計規程等に抵触する重大な違反があった場合には、理事長は専任教員に対し個人研究費に係る研究の中止を命じ、当該個人研究費の全部又は一部の執行を中止させるものとする。

(申請の締切)

第7条 個人研究費の支出のための申請締切日は、当該年度の1月31日とし、申請締切日の翌日以後は申請することができない。申請締切日が土曜日又は日曜日に当たる場合には、これらの日の翌日とする。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、締切日を当該年度の2月末日まで延期することができる。

(個人研究費に係る配分等の手続)

第8条 個人研究費の配分等に係る手続については、総務課で行うものとする。

- 2 年度途中に採用又は復職した専任教員の個人研究費については、第3条の年額の12分の1に相当する額に採用月又は復職月から当該年度末までの月数を乗じた額を配分することとする。
- 3 年度途中に退職又は休職をした教員の個人研究費については、退職日以降又は休職日以降に係る

執行を中止させるものとする。

（配分額の減額）

第9条 個人研究費の配分に当たっては、人事評価に応じて、翌年度の個人研究費の配分を第3条の年額の2分の1に相当する額を上限に減額することができる。

（物品の帰属）

第10条 個人研究費で購入した物品、図書等は、法人に帰属するものとする。

（税額の本人負担）

第11条 監査の結果、研究費として認定されず課税対象となったものについての税額は、本人の負担とする。

（支給対象期間）

第12条 個人研究費の支給対象期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

（使用の制限）

第13条 個人研究費は、休職期間中は使用することができない。

（不支給）

第14条 第12条の支給対象期間のすべてを、出産、育児及び介護以外の事由（業務によらない傷病、事故等）により休職した場合には、当該年度の個人研究費の配分は行わない。

（雑則）

第15条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第9条の規定にかかわらず、人事評価制度が整うまでの間は、同条の規定は適用しない。